なお、求める経験１、求める経験２及び求める経験３を同一の工事において有する必要はない。また、すべての経験を同一の者が有している必要はない。(特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。ただし、現場代理人としての実績においては、この限りでない。)

② 複数の主任（監理）技術者を配置する場合で、製作工に係る工事の経験を有する主任（監理）技術者は、製作工が稼働している期間工場に配置するものとし、架設工及び溶接工に係る工事の経験を有する技術者は、工事現場が稼働している期間現場に配置するものとする。

求める経験１　鋼連続桁橋の工場製作

求める経験２　クレーンベント工法により架設した鋼連続桁橋の工事

求める実績３　鋼上部工又は鋼製橋脚で鋼板を突合せによる現場溶接を行った工事

⑿ 詳細は入札説明書による。

6 Summary

⑴ Official in charge of the contract of the procuring entity : Kiyohisa Kondo, Director General of Nagoya Branch, Central Nippon Expressway Company Limited.

⑵ Classification of the services to be procured : 41

⑶ Subject matter of the contract : Construction work of Nagoya-daini-kanjo Expressway Harutano-Daini Bridge and 7 other Bridges (Steel Superstructure)

⑷ Due date for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 P.M. 2 April 2018

⑸ Due date for the submission of tenders by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 20 June 2018. (Tenders submitted by registered mail, 4 : 00 P.M. 20 June 2018.) Opening of tenders : 11 : 00 A.M. 21 June 2018

⑹ The language used for application and inquiry shall be Japanese

⑺ Contact point for tender documentation : Assistant Manager of Contract Team, General Affairs and Corporate Strategy Department, Nagoya Branch, Central Nippon Expressway Company Limited. 2—18—19, Nishiki, Naka-ku, Nagoya, 460—0003 Tel. 052—222—1447

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年3月2日

契約責任者　中日本高速道路株式会社
名古屋支社長　近藤　清久

◎調達機関番号　418　◎所在地番号　23

1 工事概要

⑴ 品目分類番号　41

⑵ 工事名　名古屋第二環状自動車道　梅之郷北第三高架橋他６橋（鋼上部工）工事（電子入札（郵送入札）対象案件）

⑶ 工事場所

自）　愛知県海部郡飛島村大字渚

至）　愛知県海部郡飛島村大字梅之郷

⑷ 工事内容　本工事は、名古屋第二環状自動車道における梅之郷北第三橋他６橋の上部工工事を行うものである。

⑸ 工事概算数量

梅之郷北（第二、第四、第五、第六）高架橋（内回り・外回り）：鋼（６、４、４、５）径間連続少数鈑桁橋　橋長237.4、167.0、183.0、220.0m　最大支間長60.0m、鋼重約1,840ｔ

梅之郷北第三高架橋（内回り・外回り）：鋼４径間連続細幅箱桁橋　橋長266.0m、最大支間長75.0m　鋼重約760ｔ

名四西ＩＣ北側ＯＮランプ橋：鋼３径間連続箱桁橋　橋長122.0m　最大支間長46.0m　鋼重約170ｔ

名四西ＩＣ北側ＯＦＦランプ橋：鋼３径間連続少数鈑桁橋　橋長120.0m　最大支間長49.2m　鋼重約230ｔ

架設方法：クレーンベント架設工法

⑹ 工期　契約締結の翌日から720日間

⑺ 使用する資機材

鋼材　約3,200ｔ

ＰＣ床版　約21,720㎡

⑻ 本工事は、すべての入札参加者から単価表の提出を求める工事である。

⑼ 本工事は、入札時にあらかじめ指定する範囲についての工事目的物の機能、性能等を低下させずにコストを低減する提案（以下「技術提案」という。）を求める工事である。

⑽ 本工事は、総合評価提案資料を求め、価格と価格以外との要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用工事である。

技術提案にあっては、施工方法及び仮設備計画の変更を伴う提案は可能とするが、工事目的物の変更を伴う提案や契約単価項目が変更となる提案は不採用とする。

⑾ 本工事は、資料の提出・入札を電子入札システム又は郵送で行う対象工事であり、当社ホームページに掲載の電子入札（郵送入札）運用マニュアルを適用する。なお、電子入札により難いものは、電子入札（郵送入札）運用マニュアルに基づき、契約責任者に紙入札方式参加届出書（様式１）を提出して郵送で行う紙入札方式によることができる。

⑿ 本工事の契約の締結は電子契約による。ただし、外国の企業で日本国内における商業登記が未登記により電子証明書を取得できない場合は、この限りでない。(詳細は入札(見積)者に対する指示書を参照)

2 競争参加資格　本工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、名古屋支社長による本工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

⑴ 中日本高速道路株式会社契約規則（中日本高速道路株式会社規程第25号）第11条の規定に該当しない者であること。

⑵① 単体の場合

「平成29・30年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,300点以上の鋼橋上部工工事を有している者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,300点以上（鋼橋上部工工事）であること。)であること。

② 特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合

「平成29・30年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,150点以上の鋼橋上部工工事を有している者の２者又は３者で構成された共同企業体（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,150点以上（鋼橋上部工工事）であること。)であること。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

⑶ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記２⑵の再認定を受けた者を除く)でないこと。

⑷ 施工実績　平成14年度以降に元請としてしゅん功した次の工事の施工実績を有すること。

なお、求める実績１、求める実績２及び求める実績３に対して提出できる施工実績は各々１件とするが、同一工事で各々の施工実績を有する必要はない。(特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを技術評価資料に併せて提出すること。)

① 単体又は特定建設工事共同企業体(甲型)を構成する場合の代表者

求める実績１　鋼連続箱桁橋の工場製作

求める実績２　クレーンベント工法により架設した最大支間長60m以上ある鋼連続箱桁橋の工事

求める実績３　鋼上部工又は鋼製橋脚で板厚50mm以上の鋼板を突合せによる現場溶接を行った工事（注：突合せ現場溶接の板厚は、突き合わせる２枚の鋼板の薄い方の板厚とする。）